

# 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会 略称「本協会」(英文名 Japan Teachers Professional Golf Association 略称「JTPGA」)と称する。

### 第2条（目的）

この法人は、ゴルフの指導を行うプロフェッショナルゴルフティーチャーの強化・育成を行うことにより、その知識・技術・能力の向上を図り、もって、広く一般市民へのゴルフの普及・技術の向上並びにより良好なゴルフ環境を創造することを目的とする。

### 第3条（事業内容）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. プロフェッショナルゴルフティーチャー資格の検定、認定及び付与
2. ゴルフ練習場及びゴルフスクールの経営又は運営に関するコンサルタント
3. ゴルフ技能、能力開発のための教育事業及び通信教育事業
4. ゴルフ興行の企画・運営又は開催
5. 技芸・スポーツに関する知識の教授
6. セミナーの企画・運営又は開催
7. スポーツの興行の企画・運営又は開催
8. 書籍の制作及び出版
9. 映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行の企画又は運営
10. 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)
11. 運動施設の提供
12. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第4条（会員及び入会資格）

本協会に入会しようとするものは次の要件を備えているものとする。

- (1)本協会の目的に賛同し、指導者、他の参加者、及び事務局と、クラブ、地域、スポーツの活性化に寄与するものであること。
- (2)本規約に定める諸規定を遵守するものであること。

### 第5条（入会及び退会）

本協会には所定の手続きを経て入会するものとする。ただし、会員が諸規定及び理事長の指示に反したり、不適切な活動を行った場合は、退会(除名)させることができる。この場合、既納の会費等は返金しないものとする。会員の都合により退会する時は、理事長宛に書面による退会届を提出する事とする。

### 第6条（会費）

- 1.会費は年会費とし、その種類、金額は別途定める。
- 2.年会費とは別に、事業(研修セミナー等)に応じて別途参加費を徴収することができる。
- 3.本協会の活動に賛同し、支援を目的とした協賛を受け取ることができる。

### 第7条（会費の不返還）

一旦入金した会費等は返還しないものとする。ただし、特別の事情が有る場合を除く。

## 第3章 役員、役員会

### 第8条（役員）

- 1 本協会の役員は、(一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会)藤田 博の代表理事とする。
- 2 本協会の理事長は一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会の藤田 博代表理事とし、協会を代表し、会務を統括する。

### 第9条（役員会）

- 1 役員会は、理事長が召集し、議長を務める。
- 2 本規約の変更等、重要な案件は役員会で決議し、一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会の理事会で承認を得るものとする。

## 第4章 本部/事務局

### 第10条(本部/事務局等)

- 1 本協会の本部事務局を、新潟市中央区女池神明3-8-2に設置し運営事務を行う。
- 2 本協会運営のため、理事を別に置く。
- 3 理事は施設、事業等の運営を補助し、改善面等について必要に応じ助言する。

## 第5章 会計

### 第11条（資金）

本協会の資金は以下のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国、県、市、スポーツ振興団体等からの補助金、助成金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

資金は一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会の理事長が管理する。

### 第12条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第6章 事故の責任

### 第13条（事故の責任）

会員は本協会の活動に際し、本協会の諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において活動するものとする。これに違反して、盗難、傷害、事故等が発生しても、本協会及び指導者等に対して一切の傷害賠償を請求しないものとする。

### 第14条（保険の加入）

会員はスポーツ関係の傷害補償保険に任意で加入しなければならない。

本協会は活動中の傷害については、その保険の補償範囲内でのみ対応するものとする。ただし、未加入者については、本協会は一切の責任を負わないものとする。

## 第7章 個人情報の保護

### 第15条（個人情報の保護）

本協会が得た会員の個人に関わる情報は、本協会の運営に関する事項以外に使用してはならない。なお、詳細は別に定める規定によるものとする。

## 第8章 細 則

### 第16条

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、役員会で決議し、一般社団法人日本ティーチャーズプロゴルフ協会の理事会に報告するものとする。

（附 則）本規約は、平成29年10月1日より施行する。